

令和3年8月4日(水) 13:30~16:30

担当: 朴 淳香(静岡県立大学短期大学部)

1. 安全な園生活を送るために

「健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること」
(学校教育法第23条)

子どもが自分の健康や安全に自ら注意を向けられるようになり、適切な行動をとるようになるためには、どのような援助が必要か?

安全教育の基本

身近な大人との信頼関係を基盤に、自分は愛され、大切にされているという基本的自尊感情を育む
自分を大切に思うとともに、自分以外の他者も大切にしようとする気持ちを育むこと

園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動できるようにすること

危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方がわかり、安全に気をつけて行動できるようにすること

2. 子どもの事故の実態

保育施設等の事故に関するデータ

- ・日本スポーツ振興センター『学校管理下の災害』
- ・内閣府『特定教育・保育施設等における事故情報データベース』
- ・内閣府『教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告』2018年

平成27年から平成29年までの死亡件数は35件。発生時状況別では、睡眠中25件(うつぶせ寝11件)が最も多く、室内活動中3件、屋外活動中2件、食事中、水遊び、プール活動各1件、その他3件。入園から30日以内で34%。

負傷の場所別発生割合(幼) 園内・園舎内52% 園内・園舎外41.7% 園外6.3%

負傷における場所別発生割合-園舎内-(幼) 保育室56.4% 廊下12.4% 遊戯室11.1%

負傷における場所別発生割合-園舎外-(幼) 園庭95.7%

3. 『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』について

子ども・子育て支援制度(2015)では「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が定められ、事業者は事故の発生またはその再発を防止するために措置を講じなければならないとされた

→①事故が発生した場合の対応、事故発生防止のための指針の整備 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に報告、分析を通して改善策を周知徹底する体制を整備 ③事故発生防止のための委員会及び研修を定期的に行う

→保育所を含めた施設・事業者、地方自治体がどのように体制を整備し、教育・保育等を実施するのか

の参考としてガイドライン作成

『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取り組み】～施設・事業者向け～ 平成 28 年 3 月』 Web サイト 2021 年 7 月 31 日確認

*【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～が別にあり

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf

○目次

1 事故の発生防止（予防）のための取り組み

(1) 安全な教育・保育環境を確保するための配慮点等

*①子どもの年齢（発達とそれに伴う危険等）、②場所（保育室、園庭、トイレ、廊下などにおける危険等）、③活動内容（遊具遊びや活動に伴う危険等）

(2) 職員の資質の向上

(3) 緊急時の対応体制の確認

(4) 保護者や地域住民等、関係機関との連携

(5) 子どもや保護者への安全教育

(6) 設備等の安全確保に関するチェックリスト

(7) 事故の発生防止のための体制整備

*睡眠中、プール活動・水遊び、誤嚥、食物アレルギー等に対する注意事項が記載されている

2 事故の再発防止のための取り組み

(1) 再発防止策の策定

(2) 職員等への周知徹底

参考→平成 30 年 3 月『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』

4. 生活場面に潜む危険

子どもの死亡原因の上位「先天的な疾患」「不慮の事故」

体格・運動能力の特徴 身体に占める頭部の割合が高い→バランス力が未熟 受け身動作が未熟
のびのびと行動できるようになると、行動範囲が広がり様々なことに挑戦→他者との動きの関わり
不慮の事故を減らすには？ ①大人の安全管理 ②発達に応じて、安全に行動する力を育てたい

☆グループワークしましょう 1 ☆

園での生活場面に潜む危険な場所はどこでしょうか

ヒヤリとした経験、実際に子どもの怪我が発生した事例はありますか

どのような対処をしましたか、どのような改善策が考えられましたか。

5. 遊びにおける危険

体育・遊戯施設別の発生割合 すべり台 総合遊具・アスレチック 鉄棒 雲てい ぶらんこの順に多い
水遊びの実施における留意事項→指導する保育者と監視する保育者の2名で必ず対応

参考映像教材 文部科学省『幼児期の運動に関する指導参考資料 [ガイドブック] 第1集』YouTube

6. リスクとハザードの概念『都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第2版)』国土交通省平成26年6月 より

◎リスク 事故の回避能力を育む危険性あるいは子どもが判断可能な危険性

→遊びの楽しみの要素で冒険や挑戦の対象

子どもの発達にとって必要な危険性は遊びの価値のひとつ

→自分の身体能力と環境の変化との関係を予測

自らの行動/動きをコントロールするようになる

◎ハザード 事故につながる危険性あるいは子どもが判断不可能な危険性

遊びの冒険や挑戦といった要素を超えたところで事故が発生する恐れがある

子どもでは予測や対処ができない環境が放置され、大きな事故を招く恐れ

★ハザードには「人的ハザード」(間違った遊び方)があるとの考え

(野田, 山田『園庭遊具の遊びの価値と安全性を高める方法についての実証的研究-ハザードとリスクの概念を中心に-』保育学研究第56号第2号, 2018年,)

子 ど も 認 知 不 可 能	遊具の本質として内在するハザード		子 ど も 認 知 可 能
	B	A	
	発達段階に不適合 → b 成長	遊びの価値 → a 危険回避能力	
	C	D	
	主に物的ハザード → c 除去・改善	主に人的ハザード → d 教育・啓蒙	
	取り除くべきハザード		

概念構成図 (野田, 山田 2018年)

ハザードは「遊具が内在する危険性」、リスクは「ハザードから生ずる恐れのある怪我の重篤度とその発生頻度」と捉える。遊具のハザードを「遊具の本質として内在するハザード」「取り除くべきハザード」の縦軸と「子ども認知可能」「子ども認知不可能」の横軸をクロスさせた4つの象限に分けて分類した。

☆グループワークしましょう2☆

遊び場面での最近のヒヤリハットを以下の項目に沿って書き出しましょう➡グループで意見交換します

- ・遊びの場
- ・遊びのルールや約束の有無
- ・4つの象限（ABCD）のどれに当てはまるか
- ・ヒヤリハット場面の説明
- ・直後の対応
- ・安全のための配慮
- ・今後の改善策



6. 遊びの中で育てる安全対処能力

乳幼児期の運動発達が適切に促進されることを保障

➡多様な環境の中で、多様な動きを経験

「リスク」と「ハザード」の見極め（マネージメント） * 「リスク」「ハザード」は国交省の定義で

➡保育環境の見直し・安全点検

一人一人の子どもの特徴（性格特性、行動特性、運動能力）を把握

その上での適切な指導

➡子どもの発達の状況により、ハザード的な環境は注意深く取り除く

➡活動の中で取り組んでいること、楽しんでいることを読み取る

その中での危険性を判断する

最後に

子どもが遊びの中で、危険を回避することのできる運動能力を身に付ける保育・教育をめざそう！